

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年1月9日

【発行者の名称】

株式会社D&I
(D&I, Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 小林 鉄郎

【本店の所在の場所】

東京都千代田区神田錦町三丁目3番地

【電話番号】

(03)5577-6100 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 管理本部長 谷口 真市

【担当J-A d v i s e rの名称】

フィリップ証券株式会社

【担当J-A d v i s e rの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当J-A d v i s e rの本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当J-A d v i s e rの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2025年2月13日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。
また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社D&I

<https://dandi.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。
また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用い

たにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従つて、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第13期 | 第14期 | 第15期 |
|----------------------------|------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | | 2022年6月 | 2023年6月 | 2024年6月 |
| 売上高 | (千円) | 535,528 | 623,104 | 723,224 |
| 経常利益 | (千円) | 16,858 | 30,111 | 12,502 |
| 当期純利益 | (千円) | 7,400 | 21,522 | 8,984 |
| 純資産額 | (千円) | 27,329 | 48,852 | 57,837 |
| 総資産額 | (千円) | 304,970 | 332,975 | 372,442 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 9.11 | 16.28 | 19.28 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) | (円) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 2.47 | 7.17 | 2.99 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | (円) | — | — | — |
| 自己資本比率 | (%) | 9.0 | 14.7 | 15.5 |
| 自己資本利益率 | (%) | 31.3 | 56.5 | 16.8 |
| 株価収益率 | (倍) | — | — | — |
| 配当性向 | (%) | — | — | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 41,037 | 43,619 | 8,016 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | △16,865 | △8,160 | △361 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | △41,422 | △20,801 | 36,621 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | (千円) | 147,984 | 162,643 | 206,919 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) | (人) | 56 (37) | 64 (41) | 70 (38) |

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第13期、第14期は潜在株式が存在しないため、また、第15期は潜在株式が存在するものの、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 当社は、2023年12月21日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割し、2024年10月11日付で普通株式1株につき10株に分割しております。そのため、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 従業員数は期中の平均就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイム、人材会社からの派遣社員を含む)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第15期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）の財務諸表についてオリエント監査法人の監査を受けておりますが、第13期から第14期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は、2009年8月に東京都新宿区市谷台町において障害者雇用支援事業を目的として設立いたしました。
当社の設立以降、係る経緯は以下の通りであります。

| 年月 | 事項 |
|----------|---|
| 2009年8月 | 障害者雇用支援事業を目的として杉本大祐が株式会社D & Iを東京都新宿区市谷台町に設立 |
| 2012年4月 | 本社を東京都新宿区住吉町に移転 |
| 2012年4月 | 東京都新宿区住吉町にて放課後等デイサービス「テラコヤキッズ新宿本教室」を開設 |
| 2014年3月 | 神奈川県川崎市川崎区にて放課後等デイサービス「テラコヤキッズ川崎教室」を開設 |
| 2014年3月 | 有料職業紹介（13-ユー-306397）を取得 |
| 2014年4月 | 本社を東京都港区芝に移転 |
| 2014年4月 | 求人サイト「BABナビ」を開設 |
| 2014年4月 | 人材紹介サービス「BABナビエージェント」を開始 |
| 2015年4月 | 東京都大田区蒲田にて放課後等デイサービス「テラコヤキッズゆめ気球教室」を開設 |
| 2015年8月 | 大阪府大阪市阿倍野区にて放課後等デイサービス「テラコヤキッズ阿倍野教室」を開設 |
| 2016年10月 | 東京都大田区蒲田にて就労移行支援「ワークイズ」を開設 |
| 2017年1月 | プライバシーマーク（Pマーク）を取得（登録番号：21001220(04)） |
| 2017年4月 | 障害者定着支援サービス「ワクサポ」を開始 |
| 2017年4月 | 中高生向け仕事体験「テラジョブ」を開始 |
| 2018年7月 | テレワーク型障害者雇用支援サービス「エンカク」を事業化 |
| 2018年12月 | 本社を東京都千代田区神田錦町に移転 |
| 2019年6月 | 人材紹介サービス「BABナビエージェント」を「DIエージェント」に変更 |
| 2019年8月 | 障害者テレワークシステム「エンカククラウド」をリリース |
| 2020年1月 | 大阪府大阪市中央区にて大阪営業所を開設 |
| 2021年12月 | 山口県岩国市にサテライトオフィス「エンカクサテライト岩国」を開設 |
| 2022年3月 | 障害者定着支援サービス「ワクサポ相談窓口」を開始 |
| 2024年8月 | ISMS（ISO／IEC27001）認証を取得（認証番号：GIJP-1411-IC） |

3 【事業の内容】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「BEYOND ALL BORDERS」の理念のもと、「誰もが挑戦できる社会をつくる」を当社が果たすべき使命としてミッションに、「義務から戦力へ、人生に選択肢を」を社会及び顧客に提供する価値としてバリューに掲げ、会社経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、中長期的な企業価値の最大化に取り組むため、「潜在労働者層の戦力化プラットフォームを構築し、日本の社会課題を解決する」を中長期的に目指す先としてのビジョンを定めております。

障害者の採用におけるマッチングプラットフォームサービス、障害者の定着支援に関する定着プラットフォームサービス、障害者の教育サービスを主力サービスと位置付けております。

(3) 事業の内容

当社は障害者領域において、障害者雇用支援教育事業（マッチングプラットフォームサービス、定着プラットフォームサービス、教育サービス）を行っております。なお、当社は、障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、セグメントを構成するサービス別に記載をしております。

①マッチングプラットフォームサービス

<人材紹介サービス：DI エージェント>

障害者求職者と企業とのマッチングを促進し、適切な人材の採用と雇用を支援する人材紹介サービスを行っております。企業の求人情報と求職者の履歴書・職務経歴書情報をデータベース化し、双方のニーズに対して最適なマッチングを行っております。求人企業の要件と求職者のスキルや経験を詳細に分析し、最適な候補者を紹介することで、効率的かつ効果的な採用活動を支援しております。

<求人サイト：BAB ナビ>

障害者求人に特化した就職・転職の求人サイト BAB ナビを運営しております。

BAB ナビは約 2,000 件以上の障害者求人を掲載しております。BAB ナビ上で求人に直接応募し、就職されるケースもありますが、BAB ナビ登録後に人材紹介サービスの DI エージェントに求職登録される方もおり、求職者のスキルや経験、ニーズを加味し、適切なサービス提供を行っております。

②定着プラットフォームサービス

<テレワーク型障害者雇用支援サービス：エンカク>

「エンカク」は、当社が障害者テレワーク雇用の“前・中・後”をトータルでサポートするサービスです。採用前は、当社が企業に対し、障害者がテレワークで行う業務の業務構築コンサルティングを実施します。その後、テレワーク勤務を希望する障害者をマッチングし、人材紹介サービスにて採用支援を行います。採用後は当社スタッフと、当社が開発した障害者テレワーク雇用管理システム「エンカククラウド」にて、障害者の定着支援・戦力化支援を行います。

<障害者定着支援サービス：ワクサポ>

企業で就業する障害者に対して定着支援に関する面談サービス「ワクサポ」を実施しております。産業カウンセラー等の資格を有する当社スタッフが月 1 回障害者と面談を実施し、現状と課題についてレポートを作成し、フィードバックを行います。

また、企業の障害に関する外部相談窓口サービスを行っております。障害者だけでなく、共に働く健常の方からも相談を受け付け、その後に個別面談を実施する場合は従量課金で料金が発生するモデルになっております。

<障害者雇用コンサルティングサービス>

障害に関する理解研修や、業務切り出し・構築や特例子会社設立コンサルティング、障害者雇用に関する

アドバイザリー業務など、企業の課題・ニーズに合わせた各種障害者雇用コンサルティングを実施しております。

また、企業に対する障害者雇用コンサルティングノウハウが評価され、自治体に対する受託業務も一部行っております。県内の障害者雇用を促進させるためのガイドブック作成を鳥取県から受託したり、障害者のテレワーク就業を促進させるためのイベントやガイダンス実施業務を厚生労働省から受託しております。

＜就労移行支援：ワークイズ＞

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスである就労移行支援「ワークイズ」を運営しております。18歳以上の障害者を対象としたサービスで、就職に向けたビジネストレーニングを提供しております。就職に必要な知識や情報の提供や、障害に対する自己理解・自己受容などのサポートを行っております。当社はテレワーク型障害者雇用のノウハウがあるため、テレワークでの訓練利用及び、テレワークでの就職サポートも提供しております。

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスである就労定着支援「ワークイズ」も運営しております。就職後に就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるように支援することが目的です。就職後に生じた課題（悩みやトラブル）に対して、就労定着支援員が障害者本人と会社を仲立ちし、相談や助言など必要な支援を行います。就職後6か月までは就労移行支援で定着支援を受けられるため、就職後7か月目から最長3年間（就職後3年6か月まで）利用することができます。

③教育サービス

＜放課後等デイサービス：テラコヤキッズ＞

児童福祉法に基づく障害福祉サービスである放課後等デイサービス「テラコヤキッズ」を4教室で運営しております（新宿本教室、ゆめ気球教室、川崎教室、阿倍野教室）。放課後または休日に、障害のある小中高生を対象とした通所型療育支援を行っております。

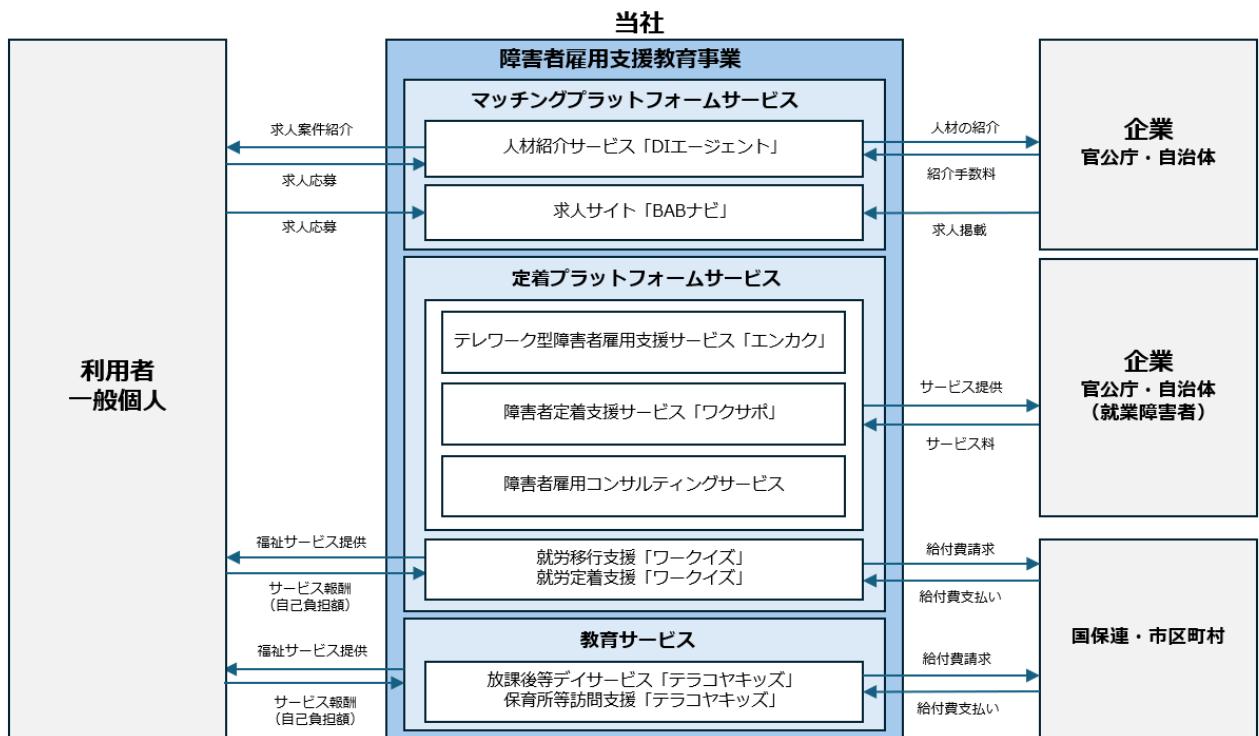
1人ひとりの障害特性に合わせた支援を行い、お子様の「将来に向けた自立」を支援しております。また、当社が行っている障害者雇用サービスのネットワークを活用し、お仕事体験を企画しております。取引先企業にご協力をいただき、お子様が企業に訪問する仕事体験を実施しております。

また、児童福祉法に基づく障害福祉サービスである保育所等訪問支援「テラコヤキッズ」を1教室で運営しております（川崎教室）。障害のある子どもが保育所や学校などで集団生活を送るための支援を行うサービスです。支援員が集団生活の場に訪問し、児童及びスタッフへの支援を行います。

（就労移行支援及び就労移行定着支援、放課後等デイサービスの事業所一覧）

| 名称 | 住所 | 事業 | 開所年月 |
|-------------------|---|------------|-------------|
| ワークイズ | 東京都大田区蒲田 5-18-5 第 24 下川ビル 501 | 就労移行支援 | 2016 年 10 月 |
| | | 就労定着支援 | 2020 年 10 月 |
| テラコヤキッズ 新宿本教室 | 東京都新宿区住吉町 2-10 ソフィア M ビル 3F | 放課後等デイサービス | 2012 年 4 月 |
| テラコヤキッズ ゆめ気球教室 | 東京都大田区蒲田 1-25-7 グレードワン・ヒラタ 1F | 放課後等デイサービス | 2015 年 4 月 |
| テラコヤキッズ 川崎教室 | 神奈川県川崎市川崎区中島 2-1-3 クレスト HY102 | 放課後等デイサービス | 2014 年 4 月 |
| | | 保育所等訪問支援 | 2021 年 11 月 |
| テラコヤキッズ 阿倍野教室 | 大阪府大阪市阿倍野区三明町 2-11-22 阿倍野カルチャ美章園 101 | 放課後等デイサービス | 2015 年 8 月 |

以上の説明を事業統計図によって示すと下記のようになります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年10月31日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 81 (38) | 34.1 | 3.5 | 4,140 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイム、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、コロナ禍終息に向かい、行動制限の解除等により経済活動が徐々に正常化している一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や各種原材料の価格高騰、また急速な円安が進行するなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。障害者雇用関連では、社会全体で多様性と包容性が重視されるようになってきております。障害者雇用支援、就労移行支援、放課後等デイサービスは、こうした社会的背景の中で重要な役割を果たしております、政府の支援策強化や法整備の進展に伴い、各分野での需要が高まっております。

このような環境のもと、「BEYOND ALL BORDERS」の理念のもと、「誰もが挑戦できる社会をつくる」を当社が果たすべき使命としてミッションに、「義務から戦力へ、人生に選択肢を」を社会及び顧客に提供する価値としてバリューに掲げ、会社経営の基本方針としております。

障害者領域において、障害者雇用支援教育事業（マッチングプラットフォームサービス、定着プラットフォームサービス、教育サービス）を行っており、「潜在労働者層の戦力化プラットフォームを構築し、日本の社会課題を解決する」を中長期的に目指すビジョンと定め、営業活動を行ってまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は 723,224 千円（前年同期比 16.1%増）、営業利益 6,632 千円（前年同期比 66.1%減）、経常利益 12,502 千円（前年同期比 58.5%減）、当期純利益 8,984 千円（前年同期比 58.3%減）となりました。

なお、当社は障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して 44,276 千円増加し、206,919 千円となりました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、8,016 千円の収入（前年同期は 43,619 千円の収入）となりました。収入の主な内訳は、税引前当期純利益 12,502 千円、減価償却費 14,631 千円であり、支出の主な内訳は法人税等の支払額 11,311 千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、361 千円の支出（前年同期は 8,160 千円の支出）となりました。支出の内訳は、有形固定資産の取得による支出 361 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、36,621 千円の収入（前年同期は 20,801 千円の支出）となりました。内訳は、長期借入金による収入 70,000 千円、長期借入金の返済による支出 33,379 千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

| 売上 | 当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日) | 前年同期比 (%) |
|------------------------|--|-----------|
| マッチングプラットフォームサービス (千円) | 306,891 | 130.8 |
| 定着プラットフォームサービス (千円) | 302,290 | 107.9 |
| 教育サービス (千円) | 114,042 | 105.1 |
| 合計 | 723,224 | 116.1 |

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

| 相手先 | 前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日) | | 当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日) | |
|----------------|--|--------|--|--------|
| | 金額 (千円) | 割合 (%) | 金額 (千円) | 割合 (%) |
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 83,844 | 13.5 | 81,676 | 11.3 |

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 提供サービスの品質向上

当社が提供する障害者雇用支援教育事業は、お客様や利用者の課題・ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、これに対応するためには提供サービスの品質の維持向上が重要課題であると認識しております。そのため、社外専門家による担当者への助言機会の確保や、担当者によってサービスの質に偏りが生じないよう、チーム内だけでなく全社内でも適宜ノウハウ共有及び発信を行っております。

(2) 人材の確保と育成

当社の障害者雇用支援教育事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社の事業運営にあたっては優秀な人材の確保、育成、定着が重要課題であると認識しております。継続して事業を拡大し、安定的な利益を確保するため、引き続き、人員計画に基づいた優秀な人材の積極的な採用に努めるとともに、サービスごとの教育育成プログラムの策定、公正公平な人事制度の構築や、より良い労働環境の整備などの取組みをさらに強化・充実させてまいります。

(3) Web マーケティングの強化

当社のマッチングプラットフォームサービスは競合他社が比較的多く存在し、企業及び障害者の求職者獲得が重要であると認識しております。競合他社と比較して当社のサービスをより多くの顧客に届けるために、徹底的なマーケティング戦略の施策・施行が求められます。障害者雇用の課題解決に関する事例や障害者の就職に関する記事を発信し、顧客が求める情報提供に努めることで SEO 対策を強化してまいります。また、Google リスティング広告等のWeb集客は引き続き当社マーケティングの柱として行いつつ、その他のWeb集客方法の模索と確立を行ってまいります。そして、マッチングプラットフォームサービスでの集客ノウハウを定着プラットフォームサービス及び教育サービスにも活用し、会社全体の Web マーケティングを強化することで、当社の安定的な経営基盤の土台作りを、より緻密に、そしてスピーディーに取り組んでまいります。

(4) 関係法令の遵守と内部管理体制の強化

当社の障害者雇用支援教育事業における人材紹介サービスや障害福祉サービスは、職業安定法や障害者総合支援法をはじめとした関係法令の遵守が前提となっております。当社は関係法令の法改正に柔軟に対応するとともに、コーポレート部門の人材採用、内部監査の実施、情報セキュリティの強化などを通じて、内部管理体制の強化を図っております。内部統制の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制を一層整備してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制に関するリスク

・法定雇用率

当社事業は、民間企業等における障害者の法定雇用率（障害者雇用促進法で規定）との関係性が強く、法定雇用率は今後引き上げられる傾向にありますが、法定雇用率の変化や障害者の求職動向等、企業の障害者雇用を取り巻く環境が変化した場合には、当社の事業及び業績は影響を受ける可能性があります。

特に法定雇用率は 2021 年 3 月に 2.3%、2024 年 4 月には 2.5% に引き上げられ、2026 年 7 月には 2.7%への引き上げが決定しております。この 2.3%から 2.7%への 2 回の引き上げにより新たに 11 万人以上※の障害者の雇用が生まれる可能性があり、当社のサービスに対するニーズも高まることが想定されます。法改正を含む業界動向・環境変化については情報収集等を積極的に行い、事業戦略を策定しておりますが、今後の法改正等によって法定雇用率の引き上げが中止された場合や、雇用義務そのものがなくなった場合には、当社の事業及び業績は影響を受ける可能性があります。（※令和 5 年障害者雇用状況の集計結果の民間企業における算定基礎労働者数 2,752 万人に 0.4% を乗じて計算）

・人材紹介サービス

当社の主たるサービスであります人材紹介サービス「DI エージェント」は、職業安定法に基づき、有料職業紹介事業として厚生労働大臣の許可を必要とします。当社は、初めて許可を受けた 2014 年 3 月から継続して更新をしており、現在は 2027 年 2 月 28 日の間での許可を受けております。従いまして、当該サービスの運営に関して、現在は同許可の継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、将来的に職業安定法第 32 条の 9 に定められた欠格事由等が判明した場合には、許可の取消、業務停止命令または業務改善命令の対象となるおそれがあり、それが当社の事業運営に大きな支障をきたす結果、業績に大きな影響を与える可能性があります。

| 許可の名称 | 所轄官庁等 | 許可の内容 | 有効期限 | 主な取消事由 |
|------------|-------|---------------------------------|----------------------------------|--|
| 有料職業紹介事業許可 | 厚生労働省 | 有料職業紹介事業の許可 許可番号 13-ユ-306397 | 2027 年 2 月 28 日 (以後 5 年ごとに更新) | 次のいずれかに該当したとき（職業安定法第 32 条の 9 第 1 項）（イ）法第 32 条各号（第 5 号から第 8 号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。（ロ）法若しくは労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。（ハ）法第 32 条の 5 第 1 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。 |

・障害福祉サービス

当社の障害福祉サービス「ワーケイズ」「テラコヤキッズ」は、事業活動を行う上で、「障害者総合支援法」「児童福祉法」の法規制の適用を受けております。当社では、法令・諸規則遵守の強化を図るために内部管理体制の整備・強化に努めておりますが、今後、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、また、何らかの事情により法律に抵触する事態が生じた場合には、当社の事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。また、3 年ごとに実施される障害福祉サービスの報酬改定にて下方の改

定が行われた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

障害福祉サービスの各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定（6年ごとの更新）を受けるものであり、指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。現時点において、当社の運営する障害福祉サービス事業所に指定取消や営業停止は発生しておりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業停止となった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社の提供するサービスに必要な指定・許認可は、以下の通りです。

| 許可の名称 | 所轄官庁等 | 許可の内容 | 事業所 | 有効期限 (6年ごとに更新) | 主な取消事由 |
|------------------------|-------|------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス | 東京都 | 就労移行支援 | ワークイズ | 2028年9月30日 | 障害者総合支援法第50条各号いずれかに該当したとき |
| | | 就労定着支援 | | 2026年9月30日 | |
| 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業 | 東京都 | 放課後等デイサービス | テラコヤキッズ 新宿本教室 | 2030年3月31日 | 児童福祉法第21条の5の24各号いずれかに該当したとき |
| | | | テラコヤキッズ ゆめ気球教室 | 2027年3月31日 | |
| | | | テラコヤキッズ 阿倍野教室 | 2027年7月31日 | |
| | 川崎市 | 保育所等訪問支援 | テラコヤキッズ 川崎教室 | 2026年2月28日 | |
| | | | | 2027年10月31日 | |

(2) 人材の確保について

当社の事業における重要な要素の一つは人材の確保・定着であります。また、障害福祉サービスにおいては障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、有資格者の配置を含む一定の人員基準及び設備基準が定められているため、今後の事業展開に応じた優秀な人材の持続的な確保及び育成が必要となっております。現在、優秀な人材の確保・定着のため、就業環境の整備・向上や社内のコミュニケーションを円滑化するためツールの活用等の各種施策を実施しておりますが、今後雇用情勢の変化などにより顧客ニーズに適合した人材が確保できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 個人情報の保護について

当社では、求職者の氏名、住所などの情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、求職者からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、施設の許認可及び指定に影響が出るなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 競合について

当社が提供する障害者雇用支援教育事業は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社の持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間では構築することは難しいと考えます。しかしながら当会計年度末現在以降において、さらなる競合他社の事業拡大や新規参入等がある場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 自然災害による影響について

当社は、東京都、神奈川県、大阪府、山口県内に本社及び事業所を有しております。これらの拠点が地震や津波、火災や水害などの被害を受けた場合は、企業及び就業者、求職者の活動が停滞する可能性や、障害福祉サービスの利用者や従業員、建物などに被害が及ぶ可能性があります。その場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 拠点における事故について

当社では拠点の運営に関し、顧客及びスタッフの安全確保を重大な経営課題として認識し、万全の体制で臨んでいると考えております。しかしながら、事故発生の可能性は皆無とは言えず、万一重大な事故が発生した場合や、その他の運営上における何らかのトラブルが発生した場合、顧客の流出や指定取消し等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 有利子負債について

当社では、事業拡大のための資金を金融機関からの借入などにより調達しておりますが、外部借入への依存度が 2024 年 6 月 30 日現在、負債純資産合計の 62.25%と高くなっています。急激な金融情勢に変化がある場合や、計画通りに資金調達が出来ない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 訴訟について

当社は、本発行者情報公表日現在において、業績に重大な影響を及ぼす訴訟・紛争には関与しておりません。しかしながら、利用者が事業所を利用している際の事故等や、当社が販売したシステムに対するクレーム等を起因とする訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過または結果によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存について

当社代表取締役である小林鉄郎は、当社の経営方針及び事業戦略の立案・遂行等、多岐にわたり当社において重要な役割を果たしております。当社では組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めています。しかしながら、今後何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難となった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法令違反・法改正の影響について

当社は、事業活動を行うにあたって、法令遵守は最優先事項であるとの認識のもと、コンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、全従業員に対して教育・周知の徹底、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めています。しかしながら、法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社の事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 風評等の影響について

当社の事業は、顧客やその家族に加えて、就労先の企業や、行政、教育機関、医療機関等の関係機関、又は地域社会の住民の皆様との連携の元に成り立つものであると認識しております。当社の従業員には、企業理念、ビジョンを浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つように社員教育を徹底しております。しかしながら、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) 内部管理体制の構築・拡充について

当社は、小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。

今後の事業拡大に応じて、経営者を含め従業員全員がそれぞれの役割を理解し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守を目的にその役割に応じた適切な行動を取り、経営環境の変化に迅速に対応できる内部管理体制の構築・拡充を重点事項として取り組む方針がありますが、今後急速に会社規模が拡大し、規模拡大に応じた充分な内部管理体制ができなかった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報システム障害について

当社は、定着プラットフォームサービスにおいて独自の障害者定着支援クラウドシステム「エンカククラ

ウド」を提供しております。サーバーダウン等のシステム障害が生じた場合には、バックアップ等による復旧等の対策をとっておりますが、当該システム障害が長期にわたる場合には、利用者等へ支援サービス提供が困難になり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(14) 知的財産権について

当社は、提供する各種サービスにおいて、特許権や商標権など他者の知的財産権を尊重し、侵害しないよう細心の注意を払っております。しかし、万が一、他者の知的財産権を侵害してしまった場合、当社は多額の損害賠償を負うリスクがあります。同時に、当社が保持する知的財産権の保護にも努めておりますが、これが第三者に侵害され、適切に把握や対処ができない場合、当社の業績や信頼に悪影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクへの対策として、知的財産管理体制を強化し、定期的な監視と迅速な法的対応を行うことで、企業価値の保護に努めております。

(15) 配当政策について

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、将来の経営の重要課題の一つと位置付けておりますが、これまでのところ、配当の実施実績はありません。現状では財務体質の強化と、優秀な人材確保と人材育成に必要な内部留保の充実を優先し、事業の適切な成長を進めることにより企業価値の向上並びに株主価値の増大による株主への還元を進めております。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ですが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(16) 季節変動について

当社の売上高及び営業利益は、特に人材紹介サービスにおいて、障害者法定雇用率の影響により 12~2月、4~6月に集中する傾向に伴う季節的変動があり、第3四半期及び第4四半期の売上高及び営業利益が他の四半期に比べて高くなる傾向があります。同時期に何らかのビジネス阻害要因が発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社としては、特定のサービスや顧客に依存することがないよう販売先を拡充するとともに、収益の季節的変動の影響を受けにくいサービスの強化を図っていく方針であります。

(17) 新株予約権による株式価値の希薄化について

当社は、企業価値の向上を目指す経営を意識することや、役職員インセンティブを高めることを目的として、役職員に新株予約権を付与しております。新株予約権について行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は 155,750 株であり、発行済株式総数 3,110,000 株の 5.01%に相当しております。

新株予約権に関する詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」をご参照下さい。

(18) J-Adviserとの契約について

当社は、株東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券㈱を担当 J-Adviser に指定することについての取締役決議に基づき、2023年6月28日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となつた事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日

（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日

（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間ににおいて、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがつて成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となつた旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至つた場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になつた場合。なお、これに準ずる状態になつた場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至つた場合に準ずる状態になつたと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行つた場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁

済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること
及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当
でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）
又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全
部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効
力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る
新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際
して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通
出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議
による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）
についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③b の規定の適用を受ける場合
を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上
場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事
業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業
務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこ
れら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でな
いと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により
交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主と
の取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認めの場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行なうこととする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行なうことができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑯株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 309,985 千円となり前事業年度末に比べ 52,760 千円増加しました。これは、現金及び預金が 44,276 千円、売掛金が 5,866 千円増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 62,456 千円となり前事業年度末に比べ 13,293 千円減少しました。これは、建物付属設備が 854 千円、ソフトウェアが 11,777 千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 111,368 千円となり前事業年度末に比べ 505 千円増加しました。これは、1年内返済予定の長期借入金が 6,720 千円増加したものの、未払法人税等が 7,594 千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 203,236 千円となり前事業年度末に比べ 29,976 千円増加しました。これは、長期借入金が 29,901 千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 57,837 千円となり前事業年度末に比べ 8,984 千円増加しました。これは、当期純利益 8,984 千円が要因であります。

(3) 経営成績の分析

第3【事業の状況】1【業績等の概要】に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日（2025年2月13日）から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】」に記載しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2024年6月30日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の 内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業 員数 (名) |
|----------------------------|-----------|----------|------------|-----------|---------------|-------|-----------------|
| | | 建物 | 建物 附属設備 | 車両 運搬具 | 工具、器具 及び備品 | 合計 | |
| 本社 (東京都千代田区) | 事業所 | 2,886 | 1,743 | — | 708 | 5,338 | 48(19) |
| エンカクサテライト (山口県岩国市) | 事業所 | 5,809 | 198 | — | 297 | 6,305 | 1(3) |
| ワークイズ (東京都大田区) | 事業所 | — | 807 | — | — | 807 | 5(2) |
| テラコヤキッズ新宿 (東京都新宿区) | 事業所 | — | 327 | — | — | 327 | 3(4) |
| テラコヤキッズゆめ気球 (東京都大田区) | 事業所 | — | 514 | — | — | 514 | 4(4) |
| テラコヤキッズ川崎 (神奈川県川崎市川崎区) | 事業所 | — | 701 | 240 | — | 942 | 5(3) |
| テラコヤキッズ阿倍野 (大阪府大阪市阿倍野区) | 事業所 | — | 279 | 0 | — | 279 | 4(3) |

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の建物は賃借しており、年間の賃借料(税別)は41,112千円であります。
3. 従業員数は期中平均就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を()に外数で記載しております。
4. 当社は、障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 事業年度末現在発行数(株) (2024年6月30日) | 公表日現在発行数(株) (2025年1月9日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|-----------------------|-------------|-----------|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|--|
| 普通株式 | 12,000,000 | 8,890,000 | 300,000 | 3,110,000 | 非上場 | 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 12,000,000 | 8,890,000 | 300,000 | 3,110,000 | — | — |

- (注) 1. 2023年12月13日開催の臨時株主総会決議により、2023年12月13日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は1,199,000株増加し、1,200,000株となっております。
2. 2023年12月13日開催の取締役会決議により、2023年12月21日付で普通株式1株を3,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は299,900株増加し、300,000株となっております。
3. 2024年10月10日開催の臨時株主総会決議により、2024年10月10日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は10,800,000株増加し、12,000,000株となっております。
4. 2024年10月10日開催の取締役会決議により、2024年10月11日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより発行済株式総数は2,700,000株増加し、3,000,000株となっております。
5. 2024年10月11日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会において、第三者割当による株式の発行の決議を行い、2024年10月28日に110,000株発行しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2024年2月21日臨時株主総会決議）

| | 最近事業年度末現在 (2024年6月30日) | 公表日の前月末現在 (2024年12月31日) |
|--|------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 15,485 | 15,175 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 15,485(注)1 | 151,750(注)1、3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 115(注)2 | 12(注)2、3 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2026年2月22日 至 2034年2月20日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 115(注)3 資本組入額 58(注)3 | 発行価格 12(注)3 資本組入額 6(注)3 |

| | | |
|--------------------------|--|----|
| 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

第2回新株予約権（2024年6月25日臨時株主総会決議）

| | 最近事業年度末現在 (2024年6月30日) | 公表日の前月末現在 (2024年12月31日) |
|--|---------------------------|--|
| 新株予約権の数（個） | — | 400 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | — | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | — | 4,000（注）1、3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | — | 12（注）2、3 |
| 新株予約権の行使期間 | — | 自 2026年6月26日 至 2034年6月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | — | 発行価格 12（注）3 資本組入額 6（注）3 |
| 新株予約権の行使の条件 | — | ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | — | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数}}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数または処分株式数}}{\text{新規発行株式数または処分株式数}}} \times \frac{1}{\text{1株当たり払込金額または処分価額}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2024年10月10日開催の取締役会決議により、2024年10月11日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-----------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2023年12月21日 (注) 1. | 299,900 | 300,000 | — | 10,000 | — | — |
| 2024年10月11日 (注) 2. | 2,700,000 | 3,000,000 | — | 10,000 | — | — |
| 2024年10月28日 (注) 3. | 110,000 | 3,110,000 | 27,500 | 37,500 | 27,500 | 27,500 |

(注) 1. 株式分割

2023年12月13日開催の取締役会決議により、2023年12月21日付で普通株式1株を3,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は299,900株増加し、300,000株となっております。

2. 株式分割

2024年10月10日開催の取締役会決議により、2024年10月11日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより発行済株式総数は2,700,000株増加し、3,000,000株となっております。

3. 有償第三者割当

2024年10月11日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会決議により、有償第三者割当を実施しております。これにより発行済株式総数は110,000株増加し、3,110,000株となっております。

割当先 ほくりくスタートアップコミュニティ投資事業有限責任組合

発行価格 55,000,000円

資本組入額 27,500,000円

(6) 【所有者別状況】

2024年10月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満 株式の状 況 (株) | |
|-----------------|--------------------|------|--------------|------------|-------|----|-----------|--------------------------|--|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | — | — | — | 2 | — | — | 1 | 3 | |
| 所有株式数(単元) | — | — | — | 28,600 | — | — | 2,500 | 31,100 | |
| 所有株式数の割合 (%) | — | — | — | 91.96 | — | — | 8.04 | 100 | |

(注) 2023年12月21日付で普通株式1株を3,000株に分割し、2024年10月11日付で普通株式1株を10株に分割しております。また、2024年9月25日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年10月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|--|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 3,110,000 | 31,100 | 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 3,110,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 31,100 | — |

- (注) 1. 2023年12月13日開催の取締役会決議により、2023年12月21日付で普通株式1株を3,000株に分割を行っており、完全議決権株式数(その他)及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ300,000株となっております。
2. 2024年10月10日開催の取締役会決議により、2023年10月11日付で普通株式1株を10株に分割を行っており、完全議決権株式数(その他)及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ3,000,000株となっております。
3. 2024年9月25日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。
4. 2024年10月11日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会において、第三者割当による株式の発行の決議を行い、2024年10月28日に110,000株発行しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(2024年2月21日臨時株主総会決議)

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 2024年2月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 3名 当社従業員 79名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |

| | |
|--------------------------|----|
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

第2回新株予約権（2024年6月25日臨時株主総会決議）

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 2024年6月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体质強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

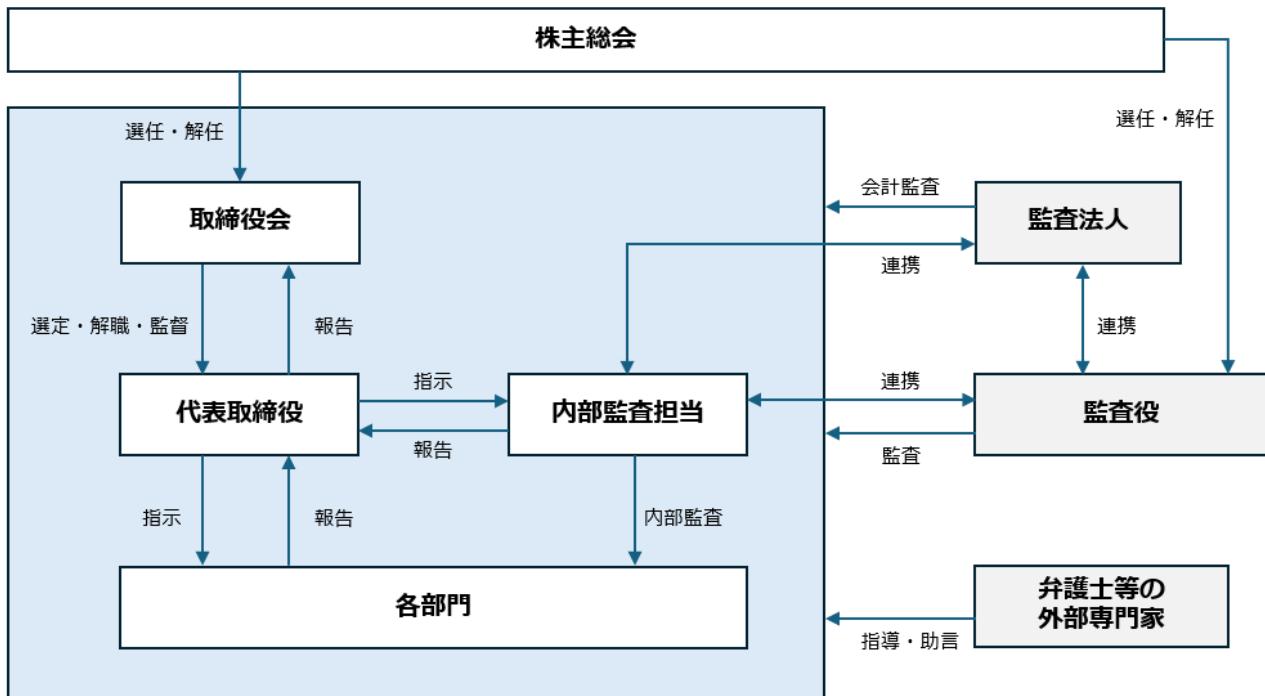
男性4名 女性0名 (役員のうち女性の比率0 %)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 報酬 | 所有株式数(株) |
|-------|-------|-------|--------------|--|--|-------|-------|--------------------|
| 代表取締役 | — | 小林 鉄郎 | 1985年2月13日生 | 2007年4月 株式会社ジェイブレイン入社 2009年8月 当社設立 取締役 2021年6月 当社 代表取締役（現任） | | (注) 1 | (注) 4 | 2,950,000 (注) 3 |
| 常務取締役 | — | 関根 市郎 | 1954年1月15日生 | 1976年4月 足立信用金庫（現 足立成和信用金庫）入庫 2009年6月 同社 常勤理事 2012年6月 株式会社ビジネスパートナーズ 代表取締役 2015年12月 LMNホールディングス株式会社 （現 タメニー株式会社）取締役 2018年6月 株式会社メイション （現 タメニー株式会社）監査役 2019年4月 当社入社 2023年10月 当社常務取締役（現任） | | (注) 1 | (注) 4 | — |
| 取締役 | 管理本部長 | 谷口 真市 | 1984年6月5日生 | 2008年4月 株式会社クイック入社 2009年1月 株式会社EST corporation入社 2015年1月 同社取締役 2016年4月 当社入社 2021年10月 当社取締役 管理本部長（現任） | | (注) 1 | (注) 4 | — |
| 監査役 | — | 鎌田 智 | 1962年12月20日生 | 1985年4月 陸上自衛隊入隊 1993年4月 藤林法律事務所入社 2005年4月 グッドウィル・グループ株式会社入社 2007年4月 鎌田法律事務所設立 2011年2月 オープンテクノロジー株式会社監査役（現任） 2014年11月 株式会社デザインワン・ジャパン監査役（現任） 2023年10月 当社監査役（現任） | | (注) 2 | (注) 4 | — |
| 計 | | | | | | | | 2,950,000 |

- (注) 1. 取締役の任期は、2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2025年6月期に係る定時株主総会終結の時まであります。
 2. 監査役の任期は、2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2028年6月期に係る定時株主総会終結の時まであります。
 3. 代表取締役小林鉄郎の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社TKが所有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。
 4. 鎌田智は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 5. 2024年6月期における役員報酬の総額は40,800千円を支給しております。
 6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。
 執行役員は4名で、事業本部長 仲木威雄、人事本部長 石野敬祐、テクノロジー本部長 松山皓紀、定着プラットフォーム事業部長 米田尚泰で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、オリエント監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年6月期において監査を執行した公認会計士は神戸宏明氏、吉田岳仙氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会（委員長：代表取締役 小林鉄郎）は、全取締役3名及び監査役1名、執行役員4名、内部監査担当者1名の計9名で構成され、主にコンプライアンス及びリスク管理に係る方針、施策の策定や管理状況の把握等に関する事項について議論・報告しております。3か月に一回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理本部が主管部署として、事業本部を監査しております。管理管掌部門（管理本部・人事本部・開発本部）の監査は、事業本部が実施しており、相互に牽制する体制をとっています。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実行性を高めることとしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっています。

⑥社外監査役の状況

当社の社外監査役は1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役鎌田智氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般的な取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|---------------|----------------|--------------------|----|---------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 賞与 | ストック オプション | |
| 取締役（社外取締役を除く） | 39,900 | 39,900 | — | — | 4 |
| 監査役（社外監査役を除く） | — | — | — | — | — |
| 社外役員 | 900 | 900 | — | — | 1 |

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が

出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

| 区分 | 最近事業年度 | |
|-----|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬（千円） | 非監査業務に基づく報酬（千円） |
| 発行者 | 6,000 | — |

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2023年7月1日から2024年6月30日まで）の財務諸表について、オリエンタル監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2023年6月30日) | 当事業年度 (2024年6月30日) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 162,643 | 206,919 |
| 売掛金 | 84,635 | 90,502 |
| 前払費用 | 10,062 | 12,599 |
| その他 | 391 | 506 |
| 貸倒引当金 | △507 | △543 |
| 流動資産合計 | 257,225 | 309,985 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 9,337 | 8,695 |
| 建物附属設備（純額） | 5,427 | 4,573 |
| 車両運搬具（純額） | 0 | 240 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 1,390 | 1,006 |
| 有形固定資産合計 | ※1 16,156 | ※1 14,516 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウエア | 28,752 | 16,975 |
| 無形固定資産合計 | 28,752 | 16,975 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期前払費用 | 37 | 804 |
| 敷金 | 17,074 | 16,221 |
| 差入保証金 | 2,212 | 2,224 |
| 繰延税金資産 | 11,516 | 11,714 |
| 投資その他の資産合計 | 30,841 | 30,965 |
| 固定資産合計 | 75,750 | 62,456 |
| 資産合計 | 332,975 | 372,442 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2023年6月30日) | 当事業年度 (2024年6月30日) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 30,634 | 37,354 |
| 未払金 | 2,818 | 1,850 |
| 未払費用 | 30,792 | 28,290 |
| 賞与引当金 | 21,260 | 22,941 |
| 未払法人税等 | 7,845 | 250 |
| 未払消費税等 | 12,893 | 11,840 |
| 前受金 | 795 | 2,115 |
| 返金負債 | 1,065 | 1,365 |
| その他 | 2,757 | 5,359 |
| 流動負債合計 | 110,863 | 111,368 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 164,594 | 194,495 |
| 資産除去債務 | 8,665 | 8,741 |
| 固定負債合計 | 173,259 | 203,236 |
| 負債合計 | 284,122 | 314,605 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 10,000 | 10,000 |
| 利益剰余金 | 38,852 | 47,837 |
| 株主資本合計 | 48,852 | 57,837 |
| 純資産合計 | 48,852 | 57,837 |
| 負債純資産合計 | 332,975 | 372,442 |

②【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日) | 当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 623, 104 | 723, 224 |
| 売上原価 | 196, 745 | 234, 094 |
| 売上総利益 | 426, 358 | 489, 129 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 406, 774 | ※1 482, 496 |
| 営業利益 | 19, 583 | 6, 632 |
| 営業外収益 | | |
| 助成金・補助金収入 | 10, 583 | 7, 224 |
| その他 | 626 | 416 |
| 営業外収益合計 | 11, 210 | 7, 641 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 682 | 1, 770 |
| 営業外費用合計 | 682 | 1, 770 |
| 経常利益 | 30, 111 | 12, 502 |
| 税引前当期純利益 | 30, 111 | 12, 502 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7, 845 | 3, 717 |
| 法人税等調整額 | 743 | △198 |
| 法人税等合計 | 8, 588 | 3, 518 |
| 当期純利益 | 21, 522 | 8, 984 |

④ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

(単位：千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | 純資産合計 | | | |
|---------|--------------|-------------|-------------|--------|--------|--|--|
| | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | | | | |
| | その他利益 剰余金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 当期首残高 | 10,000 | 17,329 | 17,329 | 27,329 | 27,329 | | |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | 21,522 | 21,522 | 21,522 | 21,522 | | |
| 当期変動額合計 | — | 21,522 | 21,522 | 21,522 | 21,522 | | |
| 当期末残高 | 10,000 | 38,852 | 38,852 | 48,852 | 48,852 | | |

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | 純資産合計 | | | |
|---------|--------------|-------------|-------------|--------|--|--|--|
| | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | | | | |
| | その他利益 剰余金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 当期首残高 | 10,000 | 38,852 | 38,852 | 48,852 | | | |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | 8,984 | 8,984 | 8,984 | | | |
| 当期変動額合計 | — | 8,984 | 8,984 | 8,984 | | | |
| 当期末残高 | 10,000 | 47,837 | 47,837 | 57,837 | | | |

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日) | 当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日) |
|-----------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 30,111 | 12,502 |
| 減価償却費 | 13,896 | 14,631 |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少） | 106 | 35 |
| 賞与引当金の増減額（△は減少） | 21,260 | 1,680 |
| 利息費用 (資産除去債務に関する割引調整を含む) | 75 | 75 |
| 受取利息 | △1 | △2 |
| 支払利息 | 682 | 1,770 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | △17,668 | △5,866 |
| 未払金の増減額（△は減少） | 2,495 | △967 |
| 未払費用の増減額（△は減少） | △12,226 | △2,605 |
| 未払消費税等の増減額（△は減少） | 6,514 | △1,053 |
| その他（△は減少） | △460 | 799 |
| 小計 | 44,785 | 21,001 |
| 利息の受取額 | 1 | 2 |
| 利息の支払額 | △695 | △1,674 |
| 法人税等の支払額 | △471 | △11,311 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 43,619 | 8,016 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | — | △361 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △8,160 | — |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △8,160 | △361 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入金による収入 | 10,000 | 70,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △30,801 | △33,379 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △20,801 | 36,621 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 14,658 | 44,276 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 147,984 | 162,643 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※ 162,643 | ※ 206,919 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2009年8月以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～24年

工具、器具及び備品 6～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

<マッチングプラットフォームサービス>

マッチングプラットフォームサービスとして、人材紹介サービスと求人サイトであるBABナビの運営を行っております。

人材紹介サービスでは、障害者求職者と企業とのマッチングを行っており、当社が紹介した障害者が企業に入社した時点で収益を認識しております。

BABナビでは、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

<定着プラットフォームサービス>

定着プラットフォームサービスとして、テレワーク型障害者雇用支援サービス、障害者定着支援サービス、障害者雇用コンサルティングサービス、障害者総合支援法に基づく福祉サービス（就労移行支援「ワークイズ」）を行っております。

テレワーク型障害者雇用支援サービスでは、障害者テレワークのための就労支援サービスを行っており、利用者にサービスを提供した時点で収益を認識しております。

障害者定着支援サービスでは、主として利用者との契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

障害者雇用コンサルティングサービスでは、顧客との契約における履行義務の充足に従い、当社から利用者に対するサービスを提供した点で収益を認識しております。

就労移行支援「ワークイズ」では、利用者との契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

<教育サービス>

教育サービスでは児童福祉法に基づく障害福祉サービス（放課後等デイサービス「テラコヤキッズ」）を行っており、利用者との契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1.に記載の金額と同一であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前事業年度の財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2023年6月30日) | 当事業年度 (2024年6月30日) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,923千円 | 13,600千円 |

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日) | 当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日) |
|---|--|--|
| 給料手当 | 124,503千円 | 135,105千円 |
| 法定福利費 | 28,695 | 31,608 |
| 地代家賃 | 25,018 | 25,799 |
| 販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下のとおりであります。 | | |
| 販売費 | 64.2% | 59.5% |
| 一般管理費 | 35.8% | 40.5% |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度 期首株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 100 | — | — | 100 |
| 合計 | 100 | — | — | 100 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度 期首株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年末 株式数(株) |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 1. 2. | 100 | 299,900 | — | 300,000 |
| 合計 | 100 | 299,900 | — | 300,000 |

(注) 1. 当社は、2023年12月21日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加299,900株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日) | 当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 162,643千円 | 206,919千円 |
| 現金及び現金同等物 | 162,643 | 206,919 |

(リース取引関係)

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払費用等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払費用、未払金、短期借入金及び長期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年6月30日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------|------------------|------------|------------|
| (1) 敷金 | 17,074 | 16,741 | △333 |
| (2) 差入保証金 | 2,212 | 2,160 | △52 |
| 資産計 | 19,287 | 18,902 | △385 |

| | | | |
|----------------------|---------|---------|------|
| (1)長期借入金（1年内返済予定を含む） | 195,228 | 194,433 | △794 |
| 負債計 | 195,228 | 194,433 | △794 |

当事業年度（2024年6月30日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------------|------------|------------|
| (1)敷金 | 16,221 | 15,926 | △295 |
| (2)差入保証金 | 2,224 | 2,174 | △50 |
| 資産計 | 18,446 | 18,100 | △345 |
| (1)長期借入金（1年内返済予定を含む） | 231,849 | 233,091 | 1,242 |
| 負債計 | 231,849 | 233,091 | 1,242 |

(※1) 現金及び預金、売掛金、未払金、未払費用について、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 敷金の「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務（簡便法）の未償却残高）が含まれております。

（注）1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 162,643 | — | — | — |
| 売掛金 | 84,635 | — | — | — |
| 合計 | 247,278 | — | — | — |

当事業年度（2024年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 206,919 | — | — | — |
| 売掛金 | 90,502 | — | — | — |
| 合計 | 297,422 | — | — | — |

（注）2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金（1年内返済予定を含む） | 30,634 | 22,596 | 22,596 | 57,180 | 18,186 | 44,036 |
| 合計 | 30,634 | 22,596 | 22,596 | 57,180 | 18,186 | 44,036 |

当事業年度（2024年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|--|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 長期借入金（1年内返済予定を含む） | 37,354 | 34,920 | 69,504 | 30,510 | 24,523 | 35,038 |
| 合計 | 37,354 | 34,920 | 69,504 | 30,510 | 24,523 | 35,038 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年6月30日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|-------------------|--------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 敷金 | — | 16,741 | — | 16,741 |
| 差入保証金 | — | 2,160 | — | 2,160 |
| 資産計 | — | 18,902 | — | 18,902 |
| 長期借入金（1年内返済予定を含む） | — | 194,433 | — | 194,433 |
| 負債計 | — | 194,433 | — | 194,433 |

当事業年度（2024年6月30日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|-------------------|--------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 敷金 | — | 15,926 | — | 15,926 |
| 差入保証金 | — | 2,174 | — | 2,174 |
| 資産計 | — | 18,100 | — | 18,100 |
| 長期借入金（1年内返済予定を含む） | — | 233,091 | — | 233,091 |
| 負債計 | — | 233,091 | — | 233,091 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1. 敷金、差入保証金

敷金、差入保証金の時価は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務（簡便法）の未償却残高）を除き、その将来のキャッシュ・フローを返還予定期に基づき、国債利回り等適切な指標により割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価のうち、変動金利の借入は金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2022 年 7 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2022 年 7 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしております。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|---------------------------|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 3名 当社従業員 79名 | 当社従業員 2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2 | 普通株式 15,485株 | 普通株式 400株 |
| 付与日 | 2024年3月1日 | 2024年7月1日 |
| 権利確定条件 | 「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。 | 「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | 期間の定めなし | 期間の定めなし |
| 権利行使期間 | 自 2026年2月22日 至 2034年2月20日 | 自 2026年6月26日 至 2034年6月24日 |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2024年10月11日付で株式分割（1株につき10株の割合）を行っておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。なお、当該株式分割により、第1回新株予約権の株数は、退職による失効分を除き151,750株、第2回新株予約権の株数は4,000株にそれぞれ調整されております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|----------|----------|----------|
| 権利確定前（株） | | |
| 前事業年度末 | — | — |
| 付与 | 154,850 | 4,000 |
| 失効 | 3,100 | — |
| 権利確定 | — | — |
| 未確定残 | 151,750 | 4,000 |
| 権利確定後（株） | | |
| 前事業年度末 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 権利行使 | — | — |
| 失効 | — | — |

| | | |
|------|---|---|
| 未行使残 | — | — |
|------|---|---|

(注) 2024年10月11日付で株式分割（1株につき10株の割合）を行っており、上記株数は分割後の株数で記載しております。

② 単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|-------------------|----------|----------|
| 権利行使価額（円） | 12 | 12 |
| 行使時平均株価（円） | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — |

(注) 2024年10月11日付で株式分割（1株につき10株の割合）を行っており、上記株価は分割後の価格で記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|--|-----|
| ①当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| ②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2023年6月30日) | 当事業年度 (2024年6月30日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 7,201千円 | 7,703千円 |
| 返金負債 | 361 | 458 |
| 敷金償却 | 1,300 | 1,576 |
| 資産除去債務 | 2,935 | 2,935 |
| 未払事業税 | 841 | — |
| 繰延税金資産小計 | <u>12,639</u> | <u>12,673</u> |
| 繰延税金資産合計 | <u>12,639</u> | <u>12,673</u> |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1,123 | △935 |
| 未収事業税 | — | △23 |
| 繰延税金負債合計 | <u>△1,123</u> | <u>△958</u> |
| 繰延税金資産純額 | <u>11,516</u> | <u>11,714</u> |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

| | 前事業年度 (2023年6月30日) | 当事業年度 (2024年6月30日) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | — % | 33.58% |
| (調整) | | |
| 住民税均等割 | — | 4.01 |
| 中小法人等の軽減税率 | — | △5.79 |
| 所得税額控除 | — | △3.84 |
| その他 | — | 0.19 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | — % | 28.14% |

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度（自 2022 年 7 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2022 年 7 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.136%～1.475%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

| | 前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日) | 当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日) |
|------------|--|--|
| 期首残高 | 8,590千円 | 8,665千円 |
| 時の経過による調整額 | 75 | 75 |
| 期末残高 | 8,665 | 8,741 |

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日) | 当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日) |
|-------------------|--|--|
| マッチングプラットフォームサービス | 234,555 | 306,891 |
| 定着プラットフォームサービス | 280,054 | 302,290 |
| 教育サービス | 108,494 | 114,042 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 623,104 | 723,224 |
| その他の収益 | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 623,104 | 723,224 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債（前受金）の残高等

| | 前事業年度 (2023年6月30日) | 当事業年度 (2024年6月30日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 66,967 | 84,635 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 84,635 | 90,502 |
| 契約負債（前受金）（期首残高） | — | 660 |
| 契約負債（前受金）（期末残高） | — | 2,090 |

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、契約期間が1年を越える重要な取引がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

当社は、障害者雇用支援教育事業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当社は、障害者雇用支援教育事業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高（千円） |
|----------------|---------|
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 83,844 |

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高（千円） |
|----------------|---------|
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 81,676 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

(1) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (千円) | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等の 所有 (被所 有) 割合 (%) | 関連 当事者 との関 係 | 取引の内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|----|----------------|-----|--------------------------|-------------------|---------------------------------|-----------------------|----------------------------|------------------|----|------------------|
| 役員 | 小林 鉄郎 | — | — | 当社代表 取締役 | (被所有) 直接 10.0 | 債務 被保証 | 賃貸借契約に 対する債務被 保証(注1) | 40,262 | — | — |
| | | | | | | | 銀行借入に對 する債務被保 証(注2) | 85,554 | — | — |

(注1) 一部の事業所の賃借料について債務被保証を受けております。取引金額には、債務保証を受けている物件の年間賃借
料（税込）を記載しております。なお、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。

(注2) 債務被保証の取引金額は、借入金残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(1) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (千円) | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等の 所有 (被所 有) 割合 (%) | 関連 当事者 との関 係 | 取引の内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|----|----------------|-----|--------------------------|-------------------|---------------------------------|-----------------------|----------------------------|------------------|----|------------------|
| 役員 | 小林 鉄郎 | — | — | 当社代表 取締役 | (被所有) 直接 10.0 | 債務 被保証 | 賃貸借契約に 対する債務被 保証(注1) | 40,262 | — | — |
| | | | | | | | 銀行借入に對 する債務被保 証(注2) | 100,519 | — | — |

(注1) 一部の事業所の賃借料について債務保証を受けております。取引金額には、債務保証を受けている物件の年間賃借料（税込）を記載しております。なお、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。

(注2) 債務保証の取引金額は、借入金残高を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。なお、当社代表取締役小林鉄郎が行っている金融機関等からの借入金に対する債務保証については、解消済であります。

(1 株当たり情報)

| 前事業年度 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日) | 当事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日) |
|--|--|
| 1 株当たり純資産額 16 円 28 銭 | 1 株当たり純資産額 19 円 28 銭 |
| 1 株当たり当期純利益 7 円 17 銭 | 1 株当たり当期純利益 2 円 99 銭 |

(注1) 当社は、2023 年 12 月 21 日付で普通株式 1 株につき 3,000 株の割合で株式分割し、2024 年 10 月 11 日付で普通株式 1 株につき 10 株に分割しております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益を算定しております。

(注2) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、前事業年度は潜在株式が存在しないため、また、当事業年度は潜在株式が存在するものの、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できることから記載しておりません。

(注3) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日) | 当事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日) |
|---|--|--|
| 当期純利益(千円) | 21,522 | 8,984 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 21,522 | 8,984 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | — | 新株予約権 1 種類(新株予約権の個数 15,485 個)。詳細は、「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。 |

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2024年10月10日開催の取締役会の決議に基づき、2024年10月11日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、2024年9月25日開催の定時株主総会をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及の目的及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2024年10月10日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数

普通株式 2,700,000株

③株式分割後の発行済株式総数

普通株式 3,000,000株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 12,000,000株

⑤株式分割の効力発生日

2024年10月11日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2. 第三者割当増資について

当社は2024年10月11日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会において、第三者割当による新株式の発行を行うことを以下の要領で決議し、2024年10月28日に払込が完了いたしました。

募集株式の数 普通株式 110,000株

募集株式の払込金額 1株につき金 500円

払込金額の総額 金 55,000,000円

増加する資本金 増加する資本金の額は、金 27,500,000円

資本準備金の額 増加する資本準備金の額は、金 27,500,000円

募集方法 第三者割当の方法により、引受人に総数を割り当てる。

申込期間 株主総会の日から払込期日

払込期日 2024年10月28日

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高 (千円) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 10,867 | — | — | 10,867 | 2,171 | 641 | 8,695 |
| 建物附属設備 | 12,147 | — | — | 12,147 | 7,574 | 854 | 4,573 |
| 車両運搬具 | 2,882 | 361 | 1,324 | 1,919 | 1,678 | 120 | 240 |
| 工具、器具 及び備品 | 3,182 | — | — | 3,182 | 2,176 | 383 | 1,006 |
| 有形固定資産計 | 28,116 | 361 | 1,324 | 28,116 | 13,600 | 2,001 | 14,516 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 63,048 | — | — | 63,048 | 46,072 | 11,777 | 16,975 |
| 無形固定資産計 | 63,048 | — | — | 63,408 | 46,072 | 11,777 | 16,975 |
| 長期前払費用 | 37 | 1,169 | 402 | 804 | — | — | 804 |

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|--------------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 1年以内に返済予定 の長期借入金 | 30,634 | 37,354 | 1.3 | — |
| 長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く) | 164,594 | 194,495 | 1.3 | 2025年～2035年 |
| 合計 | 195,228 | 231,849 | — | — |

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 34,920 | 69,504 | 30,510 | 24,523 |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 賞与引当金 | 21,260 | 22,941 | 21,260 | — | 22,941 |
| 貸倒引当金 | 507 | 543 | — | 507 | 543 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 不動産賃貸借契約に伴う 原状回復義務 | 8,665 | 75 | — | 8,741 |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 73 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 158,838 |
| 定期預金 | 48,007 |
| 小計 | 206,845 |
| 合計 | 206,919 |

②売掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|----------------|--------|
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 14,817 |
| 厚生労働省 | 10,113 |
| その他 | 65,571 |
| 合計 | 90,502 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (千円) (A) | 当期発生高 (千円) (B) | 当期回収高 (千円) (C) | 当期末残高 (千円) (D) | 回収率 (%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | 滞留期間 (日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$ |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---|--|
| 84,635 | 787,469 | 781,602 | 90,502 | 89.62 | 40.7 |

2 負債

① 未払費用

| 相手先 | 金額(千円) |
|--------------|--------|
| 日本年金機構 | 7,656 |
| GMO TECH株式会社 | 3,928 |
| 東京労働局 | 1,697 |
| その他 | 15,007 |
| 合計 | 28,290 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

| | |
|--------------|---|
| 事業年度 | 毎年7月1日から6月30日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後3ヶ月以内 |
| 基準日 | 6月30日 |
| 株券の種類 | — |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年12月31日 毎年6月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え（注）1 | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 |
| 名義書換手数料 | 無料 |
| 新券交付手数料 | — |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1 |
| 買取手数料 | 無料（注）2 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://dandi.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使できません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の発行者との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の発行者との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|---------------|------------|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|---------|-----------------|--------------------|
| 2022年12月28日 | 小林 鉄郎 | 神奈川県川崎市川崎区 | 特別利害関係者等（当社の大株主上位10名、当社代表取締役） | 株式会社TK 代表取締役 小林鉄郎 | 東京都中央区銀座1丁目12番4号N&E BLD. 6F | 特別利害関係者等（当社の大株主上位10名、当社の代表取締役の資産管理会社） | 90 | 90(1) | 個人資産の管理の一部として移動による |
| 2024年10月28日 | 小林 鉄郎 | 神奈川県川崎市川崎区 | 特別利害関係者等（当社の大株主上位10名、当社代表取締役） | ほくりくスタートアップコミュニティ 投資事業有限責任組合 | 石川県金沢市武蔵町1番16号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | 50,000 | 25,000,000(500) | 所有者の事情による |

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。同取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定期株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（2024年6月30日）から起算して2年前（2022年7月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

- 3. 2022年12月28日付移動価格は、純資産方式及び類似業種比準方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格です。
- 4. 2024年10月28日付移動価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格です。
- 5. 2023年12月13日開催の取締役会決議により、2023年12月21日付で普通株式1株を3,000株に分割をしておりますが、2022年12月28日付移動の上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。
- 6. 2024年10月10日開催の取締役会決議により、2024年10月11日付で普通株式1株を10株に分割をしており、2024年10月28日付移動の上記移動株式数及び単価は株式分割後の移動株数及び単価で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 新株予約権① | 新株予約権② |
|-------------|---|---|
| 発行年月日 | 2024年3月1日 | 2024年7月1日 |
| 種類 | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
| 発行数 | 15,485株 (注) 4、6 | 400株 (注) 6 |
| 発行価格 | 115円 (注) 3、6 | 115円 (注) 3、6 |
| 資本組入額 | 58円 (注) 6 | 58円 (注) 6 |
| 発行価額の総額 | 1,780,775円 | 46,000円 |
| 資本組入額の総額 | 898,130円 | 23,200円 |
| 発行方法 | 2024年2月21日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規程に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。 | 2024年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規程に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注) 1 | (注) 1 |

| 項目 | 株式 |
|-------------|-------------|
| 発行年月日 | 2024年10月28日 |
| 種類 | 普通株式 |
| 発行数 | 110,000株 |
| 発行価格 | 500円 (注) 2 |
| 資本組入額 | 250円 |
| 発行価額の総額 | 55,000,000円 |
| 資本組入額の総額 | 27,500,000円 |
| 発行方法 | 有償第三者割当 |
| 保有期間等に関する確約 | (注) 1 |

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の募集等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当 J-Adviser に対して、以下の事項について確認させるものとされております。
 - ①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有すること。
 - ②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - ③その他同取引所が必要と認める事項。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2024年6月30日であります。
- 2. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格です。
- 3. 発行価格は、純資産方式及び類似業種比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 退職等による権利の失効（取締役 1 名、従業員 3 名）により、新株予約権の発行数は 15,175 株となります。
5. 2024 年 10 月 10 日開催の取締役会決議により、2024 年 10 月 11 日付で普通株式 1 株を 10 株に分割をしておりますが、上記新株予約権①②の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。なお、当該株式分割により、新株予約権①の「発行数」は注記 4 の失効により 151,750 株、「発行価格」は 12 円、「資本組入額」は 6 円に、新株予約権②の「発行数」は 4,000 株、「発行価格」は 12 円、「資本組入額」は 6 円にそれぞれ調整されております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

| 項目 | 新株予約権① | 新株予約権② |
|-----------------|--|--|
| 行使時の払込金額 | 1 株につき 115 円 | 1 株につき 115 円 |
| 行使請求期間 | 2026 年 2 月 22 日から 2034 年 2 月 20 日まで | 2026 年 6 月 26 日から 2034 年 6 月 24 日まで |
| 行使の条件及び譲渡に関する事項 | 「第一部 企業情報 第 5 発行者 の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第一部 企業情報 第 5 発行者 の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

2 【取得者の概況】

新株予約権①

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と発行者との関係 |
|------------|--------|----------------|---------|--------------------|----------------------|
| 谷口 真市 | 長野県佐久市 | 会社役員 | 1,345 | 154,675 (115) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 関根 市郎 | 東京都足立区 | 会社役員 | 530 | 60,950 (115) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 当社従業員 76名 | — | 会社員 | 13,300 | 1,529,500 (115) | 当社の従業員 |

新株予約権②

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と発行者との関係 |
|------------|--------|----------------|---------|-----------------|-------------|
| 当社従業員 2名 | — | 会社員 | 400 | 46,000 (115) | 当社の従業員 |

株式

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と発行者との関係 |
|--|--------------------|----------------|---------|---------------------|-----------------------------|
| ほくりくスタートアップ コミュニティ投資事業有 限責任組合 無限責任組合員 HED 有限責任組合 統括組合員 HED 株式会社 職務執行者 高田 諭 | 石川県金沢市武 蔵町1番16号 | ベンチャーキャ ピタル | 110,000 | 55,000,000 (500) | 特別利害関係者等 (大株主上位 10 名) |

(注) 2024年10月11日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記新株予約権①②の割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------------------------|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 株式会社TK (注) 2、4 | 東京都中央区銀座1丁目12番4号N&E BLD. 6F | 2,700,000 | 82.68 |
| 小林鉄郎 (注) 1、2 | 神奈川県川崎市川崎区 | 250,000 | 7.66 |
| ほくりくスタートアップコミュニティ 投資事業有限責任組合 (注) 2 | 石川県金沢市武蔵町1番16号 | 160,000 | 4.90 |
| 谷口真市 (注) 3 | 長野県佐久市 | 13,450 (13,450) | 0.41 (0.41) |
| 関根市郎 (注) 3 | 東京都足立区 | 5,300 (5,300) | 0.16 (0.16) |
| その他の株主 78名 (注) 5 | — | 137,000 (137,000) | 4.20 (4.20) |
| 計 | — | 3,265,750 (155,750) | 100.00 (4.77) |

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
 2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 4. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
 5. 当社の従業員
 6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月6日

株式会社D&I
取締役会 御中

オリエント監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 神戸 宏明
業務執行社員
指定社員 公認会計士 吉田 岳仙
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社D&Iの2023年7月1日から2024年6月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社D&Iの2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し

て財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。